

第 189 回：持続化給付金&特別定額給付金の課税について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、業績が大きく悪化した中小企業、個人事業主などに対して「持続化給付金」が支給されています。一方で、家計（個人）への支援として「特別定額給付金」も支給されました。2020年4月27日時点で、住民基本台帳に記載されている方を対象に、1人当たり10万円支給されたアレです。

どちらも「給付金」と名称がついていますが、もらったら法人税や所得税の課税対象になるのでしょうか。今回は、給付金や助成金の課税について取り上げます。

■ 原則は課税、特例法で定められたものは非課税

法人や個人事業主が受ける給付金や助成金は、特例法で定められていない限りすべて法人税または所得税の課税対象になります。ただし、物品の販売や貸付、サービスの提供に対する対価ではないため、消費税については不課税になります。

特例法（助成金等の支給の根拠となる法令等）で定められているものについては、課税対象になりません（非課税）。

つまり、国や地方自治体から金銭をもらう場合でも、基本的には法人税・所得税の対象であり、課税しないことが適当であると判断されれば、その都度、特例法が定められます。

【課税関係（一例）】

名称	申請者	課税・非課税	特例法
持続化給付金	法人・個人事業主	課税	-
雇用調整助成金	法人・個人事業主	課税	-
休業協力金 (東京都感染拡大防止協力金 等)	法人・個人事業主	課税	-
特別定額給付金	個人	非課税	新型コロナ税特法(※)4条一号
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	個人	非課税	雇用保険臨時特例法7条

※ 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律

ただし、課税の対象となっても、売上の減少や経費負担の増加により、税引前当期純損益が赤字であれば、当然税金はかかりません。（この赤字を想定した給付金等であるとも言えます。）

詳しくは、国税庁 HP「5 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係」問9をご参照ください。
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/05.htm>)

ご不明な点等ございましたら、当事務所までいつでもご相談ください！